

ページ	段	行	誤	正
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331006 号、老振発第 0331006 号、老老発第 0331019 号）				
2 ページ		26	管理者	計画作成担当者
3 ページ		32	ア 介護保険法施行令附則第 8 条	ア 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 3 条
4 ページ		8	ア及びイ	ア又はイ

者を含む。以下同じ。)、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者が修了することとした別に通知する研修については、下記のとおりとしたので通知するとともに、管内市町村並びに関係団体等への周知方お願いいたしたい。

記

1 計画作成担当者

(1) 研修

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者が、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）修了することとした研修は、次のとおりである。

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「18年局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「18年課長通知」という。）に基づき、各都道府県及び指定都市において実施される研修をいう。

- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業者の計画作成担当者が、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に修了することとした研修は、次のとおりである。

「実践者研修」又は「基礎課程」

都道府県及び指定都市において、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される実践者研修若しくは下記の通知に基づき実施された各研修をいう。

ア 実践者研修

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局長通知。以下「17年局長通知」という。）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「17年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623

号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「12年局長通知」という。)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「12年課長通知」という。)に基づき実施されたものをいう。

(2) 経過措置

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「基準」という。)附則第3条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成19年3月31日までの間に開設する小規模多機能型居宅介護事業者の計画作成担当者については、平成19年3月31日までに、上記(1)の①の研修を修了していればよい。

2 管理者

(1) 研修

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者が、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。)に修了することとした研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

都道府県及び指定都市において、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される研修をいう。

(2) 経過措置

基準附則第2条、第3条及び5条において規定された経過措置は、次のとおりである。

- ア 介護保険法施行令附則第8条の規定により指定認知症対応型通所介護事業所とみなされた事業所の管理者については、研修の受講は要しない。
- イ 平成19年3月31日までの間に開設する指定認知症対応型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、平成19年3月31日までに、上記研修を修了していればよい。
- ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業所については、既に義務付けられているものであり、経過措置は設けない。

(3) みなし措置

指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定認知症対応型通所介護事業者の管理者については、(1)及び(2)にかかわらず、下記のア及びイの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、既に義務付けられていた研修を修了していることを要するものである。

ア 平成18年3月31日までに、1の(1)の^{又は}ア及びイの研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、上記アの他、以下の研修を修了した者。

・認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県において、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたものをいう。

3 代表者

(1) 研修

指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者が、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に修了することとした研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

都道府県及び指定都市において、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される研修をいう。

(2) 経過措置

基準附則第4条及び5条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者の代表者については、平成21年3月31日までに、上記研修を修了していればよい。

イ 平成19年3月31日までの間に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所を開設する事業者の代表者について